中野区教育委員会会議録　平成２６年第２６回定例会

○開会日　平成２６年９月５日（金）

○場　所　中野区教育委員会室

○開　会　午前　１０時００分

○閉　会　午後　　３時００分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	小　林　福太郎
中野区教育委員会委員	渡　邉　　　仁
中野区教育委員会委員	高　木　明　郎
中野区教育委員会委員	大　島　やよい
中野区教育委員会教育長	田　辺　裕　子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	奈　良　浩　二
副参事（子ども教育経営担当）	辻　本　将　紀
副参事（学校再編担当）	石　濱　良　行
指導室長	川　島　隆　宏
副参事（子ども教育施設担当）	伊　藤　正　秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片　岡　和　則
子ども教育経営分野	髙　橋　綾　菜

○会議録署名委員

委員長	小　林　福太郎
委　員	大　島　やよい

○傍聴者数　　　　７人

○議事日程

〔議決案件〕

（１）第２３号議案　中野区立図書館則及び中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則の一部を改正する規則

〔報告事項〕

（１）委員長、委員、教育長報告事項

〔その他事案〕

（１）中学校長会との意見交換会

中野区　教育委員会

第２６回定例会

（平成２６年９月５日）

午前１０時００分開会

小林委員長

おはようございます。

教育委員会第26回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

ここで傍聴の方にお知らせいたします。

本日は教育委員会と中学校長会との意見交換会が予定されております。傍聴の方につきましては、定例会休憩中に行います、傍聴者発言の終了後にご退室となりますのでよろしくお願いいたします。

それでは日程に入ります。

＜議決案件＞

議決案件第23号議案、「中野区立図書館則及び中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは第23号議案「中野区立図書館則及び中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則の一部を改正する規則」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書をごらんいただきたいと存じます。議案書の一番下、提案理由でございますが、利用者サービスの見直しに伴いまして規定を整備する必要があるというものでございます。

内容につきまして、補足の資料をご配付させていただいてございます。「中野区立図書館における利用者サービスの見直しについて」という資料でございます。こちらをごらんいただきたいと存じます。6月27日、第21回の教育委員会定例会におきまして、図書館のリプレースを行うこと、またこれに伴います事業の概要につきまして報告したところでございます。今般はこのリプレース及びこれにあわせて利用者サービスの一部を見直し、拡充を図るため、この関係規則の規定整備を行うものでございます。

具体的内容でございますが、記書き以下をごらんいただきたいと存じます。

１番、「利用者サービスの見直し内容」ということで表立てにしてございます。まず１点

目でございます。表の１番上、左側でございますが「個人貸出しの点数」でございます。表の右側、現行では図書資料につきましては１人 10 冊以内、また視聴覚資料につきましては１人５点以内というような規定をしているところでございます。これを左側、見直し案ということでございますけれども、図書館資料と視聴覚資料合わせて１人 15 点以内。視聴覚資料につきましてはそのうち５点以内とさせていただきたいと考えてございます。また、これとあわせましてこの下、「個人予約の点数」も同じく１人 15 点以内、視聴覚資料は５点以内とするものでございます。これによりまして、図書資料につきましては最大で 15 点まで借りられることになるということから区民サービスの向上に資するものと考えているところでございます。

次に３段目でございますが「未所蔵本予約の利用対象者」でございます。これまで図書館の利用登録者ということで規定させていただいてございましたが、見直し案では利用登録者のうち区内に居住する者とさせていただきます。インターネットによる予約を受けることとしたいと考えてございまして、区民の方の利便性は上がるものと考えてございます。またインターネットが不案内な方につきましては職員が個別に対応をして不都合がないようにしていきたいと考えてございます。

一番下、「利用者開放インターネット端末の設置場所及び利用対象者」でございます。現行では中央図書館のみでございました。また利用対象者につきましても中央図書館の来館者としておりましたが、見直し案では設置場所といたしまして中央図書館に加え、地域館７館を含みまして全８館に設置ということでございます。また利用対象者としましても、利用登録者としてまいるということでございます。

裏面をごらんいただきたいと存じます。このことに伴います「関係規則の規定整備」ということでございますが、２点でございます。１点目が中野区立図書館則でございます。この内容につきまして、個人貸出しに係る規定整備、並びに個人予約に係る規定の追加を行うものでございます。また２点目でございますが、中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則、これにつきましては利用者開放インターネット端末を地域図書館７館にも新たに設置することに伴います所要の規定整備、さらには利用対象者に係る規定の整備を行うものでございます。いずれも施行期日は平成 26 年 12 月１日からということで考えてございます。

最後に３番、「今後のスケジュール」でございますが、９月上旬からは図書館利用者の皆様への周知、また 12 月１日からは規則施行、運用開始を図ってまいりたいと考えてござい

ます。

なお、別添に新旧対照表を添付してございます。ごらんいただきたいと存じます。まず１点目は中野区立図書館則新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案ということでございます。第６条第６項から第８項までにつきまして、個人貸出しにかかわります冊数でございますとか期限につきましては左側、同じく第６条第６項から第８項までということで整備をさせていただきます。また、改正案の第６条の２でございますけれども、予約の点数及び利用対象者に関する規定の整備をさせていただく内容となってございます。

続きまして次のペーパーは「中野区立図書館利用者開放インターネット端末管理規則新旧対照表」でございます。現行をごらんいただきまして、区立中央図書館のみであったものが、例えば第１条でございますけれども、中野区立図書館とさせていただくといったことでインターネット利用端末を地域館７館にも新たに設置することに伴います所要の規定整備となってございます。第３条につきましては、利用対象者に係る内容となってございます。

以上の内容のとおりの規則改正ということで提案をさせていただきたいと存じております。具体的な文言につきましては、議案の２ページから４ページにかけてといった内容となってございます。後ほどお読み取りいただければと存じます。私からの説明は以上でございます。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

渡邉委員

こちらのほうは貸出しが 10 冊の５点ということで 15 点。今までと形としては少し内容が変わったようだけれどもほとんどあまり変わっていない。ただＤＶＤの貸出し１点以内とかというものはなくなったということで、５点までだったら借りられるのかという点と、この内容を変更するにあたって、もう少し本はたくさん借りたいとか、そういった区民のご意見とかそういったものはあったのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

視聴覚資料につきまして５点以内ということでは変わらないわけでございますけれども、これまで窓口等に多く寄せられていた区民の皆様の意見といたしましては、図書資料につきましてもうちょっと多く借りられないかといったような声は多数いただいていたところでございます。今般最大で 15 点まで図書資料を借りられるということになりますので、そ

ういった意味では利便性は向上させることができるのかなと考えているところでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

基本的な質問で恐縮なのですけれども、利用登録者というのと利用登録者のうち区内に居住する者というこういう二つの文言があるので、利用登録というのはどういう人ができるのかというその対象についてのご説明が１点と、区内に居住するということについてはそれを証明するものとしてはどのようなものを提示することになるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

利用登録者ということでは区内在住の区民の方、また在勤在学の方、さらには隣接区に在住の方ということでございます。区内在住者の確認につきましては住民票その他公的機関が発行する証明書等で確認をさせていただいているといったところでございます。

小林委員長

よろしいでしょうか。

高木委員

利用者開放インターネット端末の利用に関してですが、セキュリティのことを考えるとフリーというか身元が特定できる利用登録者に限定するというのは妥当なのかなと思います。いろいろなサイバーアクセスの踏み台に使われるというケースがございますので。お聞きしたいのは受付で利用者登録証を見せて申請するという形になると思うのですが､オープン端末を使っている記録、ログに関しては例えば何か電子的な方法で記録しておくのでしょうか。それともオープン端末利用者が登録者ということで受付でアナログでもいいのですけれども、この時間からこの時間まではこの人が使っているよということだけの記録にとどまるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

使った記録につきましては電子的には記録をしておりまして、そういう意味では何かありましたらそれを解析して調べることはできるということでございます｡また一般的なフィルタリングソフトも組み込んでおりまして、個人情報が外部に漏れるとかそういったことがないように、あるいは不正な公序良俗に反するようなサイトにアクセスするとか、そういったこともできないような仕組みにしているところでございます。

高木委員

中央図書館だけではなくて地域館にもオープン利用端末を設置して、利用者の利便性を上げるということは非常にいいことだと思うのですが、やはり地域館は規模も小さいですし、なかなか目が届かないと思いますので、セキュリティに関しては何かあると非常に話が大ごとになって、これからふえていくと思いますので、ぜひそこら辺のセキュリティに関して、システムの更新、リプレースと同時ということなので遺漏はないと思うのですけれども、ぜひご留意いただきたいと思います。

渡邉委員

先ほど大島委員からご質問があったところと同じなのですけれども、利用登録者と利用登録者の区内に居住する者という意味はわかったのですが、見直し案で今回未所蔵の予約に関しては、わざわざ区内に居住する者だけに限定した理由というのは何かあったのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

隣接している杉並区においても同様に未所蔵本のリクエストにつきましては区民の方に限っているということがございます。したがいまして中野区も同じようにしないとバランスというのでしょうか、なかなかとれないのかなと思っております。隣接の豊島区も同じような運営をしているところでございまして、やはり区民の方のサービス拡充ということを第一義的に考えていきたいということでございます。

小林委員長

これは区外の利用登録者というのはもしデータがあれば教えていただけますでしょうか。どれくらいの比率なのか。

副参事（子ども教育経営担当）

平成24年度の記録ということでございますけれども7万8,770件登録をいただいておりまして、区外の方5,450件、在住在勤の方19件ということで、93%あまりは区内在住の方です。

小林委員長

そうすると区外数%ということで承知してよろしいですね。

副参事（子ども教育経営）

ご指摘のとおりでございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。ほかに質疑がございませんでしたら、以上で質疑を終結したいと思いますがよろしいですか。

それでは簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。ただいま上程中の第23号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議決案件の審議を終了いたします。

＜報告事項＞

＜委員長、委員、教育長報告＞

小林委員長

次に、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

８月29日の第25回定例会以降の委員の活動について各委員から報告がありましたらお願いいたします。

私のほうからは特にございません。では、渡邉委員お願いいたします。

渡邉委員

私は９月４日木曜日、昨日ですけれども、田辺教育長と奈良次長と一緒に都立永福学園のほうに行ってまいりました。私自身がその学園を１度も見たことがないということでお話をするに当たってやはり十分な話し合いができないだろうということで、今回私のほうの希望で行ってみたいということで行かせていただきました。当日はお忙しい中、朝日校長先生が非常に丁寧に校内の説明と案内をしていただきました。

皆様方ご存知のとおりだと思うのですけれども、都立永福学園は就業技術科の高等部とそれと肢体不自由教育の小中高等の普通科があります。こちらのほうで平成19年度から都立永福学園高等部就業技術科というものができておりました。見学という形で見させていただきまして、まず１点は、校舎は元都立高校を改築して、そしてまた校庭部分を新しく肢体不自由のほうについては増築、新築をされたということで、それがこの一つの建物に一体になっている。改築された校舎を見てきて、非常に素晴らしいものであって、我々が今回考えている改築もこのようにやっていけば何ら遜色なく新築とほかの校舎と変わりなくやっていけるのだろうというような一つ安心感と、事例を見てきたようにも思いがあり

ます。

それと平成19年から始まった就業技術科のことなのですけれども、やはり若干の知的障害者を対象とした就業ということで、朝日校長先生はマニフェストみたいなものなのですけれどもということですが、私に関しては朝日先生のミッションというような考え方で、100%そこに来た子どもたちを就職させるという。それで実際には96%達成されていると。

それで施設ですから当然ハードとソフトの問題があると思うのですけれども、東京都がやっているものですし、新しく改築された、そしていろいろと考えているということでハードについては非常に申し分がありません。ただその中にいろいろなアイデアを盛り込んだハードがふんだんに取り込まれていまして、自分が思っているよりも何倍もようなすばらしい設備であったのではないかと思います。またソフトの面についても私が思っていたものとは数段ものが違ったと。

この学園の一部でいうと、清掃をメインにしてビルメンテナンスの清掃の職業に就くというような形で技術をやっています。校長先生のお話、掃除の片付け・道具の片付けが全ての作業につながっていて、一番最初からそれをやっていくのだというような形をおっしゃっていました。それで校内も生徒たちが掃除しているということで、こんなきれいな施設は見たことがないというくらい窓などもすばらしくきれいに磨き上げられていました。訪れた人たちも、この学校を見ていただければ、生徒たちに任せておけばこんなにきれいになるのだなとそういうような印象を持つと思います。

配達の作業の手伝いだとか、そういったものをシミュレーションとして全く同じような施設を学校内につくってあるのです。それをそのまま用紙に書いて、細かいところまで、字の大きさはこの大きさ、用紙にちゃんと書けるように。そして数字の書き方は角度を、何度で書けるように。そうするときっちり読み方を間違えないようにスペースの中にちゃんと書き込める能力。そういったところまで徹底してやっていると。

また喫茶店みたいな形で機械を入れて、その中でコーヒーのいれかたとか、そういった飲食業に就くような生徒たちも挨拶から片付けの方法、洗い方、全て学んでいます。

ただ、そういった職業訓練だけをしているのかというと、週５日間のうち３日間が授業を行って、その２日間については就業訓練に特化したようなカリキュラムを組まれている。それが２年生になるとそれが少し逆転し、なおかつその子の能力に合わせて物流に行くのか、掃除に行くのか、飲食業に行くのかそういったことをまた選択させて、３年生になればさらに職業訓練について特化していくというような組み方もしております。

実際その内容を見て成果も出ておりますし、一部の教室では授業を行っておりました。授業の邪魔をしてはいけないので窓から見た形なのですけれども、本当に全員が真剣に授業に向かっておりました。

できた当時は非常に倍率が高くて入学することが難しかったということで、倍率がもともと４倍近くあったものが、今はほかにも都内にそういった施設が出てきて倍率が下がってきたと。中野区内からは 10 名程度ということで、他区からの生徒が多いのですが、こういった施設で学べればもっともっと能力を伸ばしてあげることができるのではないのかなというふうに感じました。

肢体不自由については都内のほうで 15 台のバスといいましたか､いろいろなコースで中野区にも今４コースくらい回ってきていただいています。そちらのバスに乗っての移動ということになるので､医療的ケアの必要な人はなかなか行きにくいところもあるのですが、かなり身体的に重度の方たちが通園通学しておりました。

その施設の内容から考えるといろいろとご苦労があるようで、この重度の肢体不自由に対する取組というのはまだこれが始まったばかりかなと。トイレも教員が必ずしも身体補助をする、介助をするに当たっての専門家ではないということで、そういった専門家もやはりそろえていかないといけない。

やはりそういった現場の声を多く取り上げて東京都が対応をしてくれることが恐らく望ましいのでしょうけれども、ただどの形が本当にいいのかというのはまだ模索中なのかなとも感じております。

こういった肢体不自由の施設というのも非常に重要な施設でありますし、障害のある子どもたちの教育を受ける権利をどれだけ守ってあげられるかなということが私としても考えていかないといけないですし、医師会みたいな医療団体とも協力しながら進めていくべきで、多くの子どもたちが今まで以上に利用できる方法を検討できればと思ったところです。

小林委員長

大島委員。

大島委員

今週は特にございません。ただ、今渡邉委員のお話を伺っていて、私も数年前に永福学園ができた直後くらいのときに見学に皆さんと行ったことがありまして、今そのときのことをお話伺いながらいろいろ思い出していたのですけれども、私も喫茶のところでお茶と

ケーキをごちそうになったりということも思い出しまして。それからすごく長い廊下がありました。何か100メートル走ができるくらいの廊下があったこととか思い出しまして、その後ますます機能的にも発展しているのだなというのを思いまして。立派な施設があるので、中野区から行っている子が少ないということでは、もっと中野区の人たちにも知ってもらえたらいいなというふうに思ったところです。以上です。

小林委員長

　高木委員。

高木委員

　今週は特にございません。

小林委員長

　それでは、田辺教育長。

田辺教育長

　私も昨日、渡邉委員と一緒に都立永福学園に行かせていただきました。内容については今渡邉委員が詳細に説明をしていただきましたので省きますが、肢体不自由の関係で言いますと、この春にたんぽぽ学級を閉級いたしまして、当時は小学生２名と中学生２名がたんぽぽ学級に在籍していたのですけれども、今は小学生２名のお子さんは中学校１年と小学校５年生になり、中学生２名のお子さんは中学３年生と高校１年生になりましたので、その４名のお子さんもきちんと受けとめていただいているということと、それから10月１日にたんぽぽ学級の後施設については、重度・重複障害のお子さんのデイサービスの施設、ほかにも機能はあるのですけれども、になりますので、中野区のたんぽぽ学級の後の施設が送迎バスを永福学園まで運行するということになりますので、引き続き永福学園とは連携しながらやっていきたいということできのうもお話をさせていただきました。以上です。

　そのほかよろしいでしょうか。

＜事務局報告＞

小林委員長

　それでは事務局から報告事項ありませんか。

副参事（子ども教育経営担当）

　ございません。

小林委員長

　ここで傍聴の方に10月の教育委員会定例会の開会予定についてお知らせをいたします。

10 月の教育委員会定例会の開会予定は議事日程表の裏面に記載のとおりです。後ほどお読みください。

それではここで定例会を休憩します。

午前１０時３１分休憩

午後３時００分再開

小林委員長

それでは、定例会を再開します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第26回定例会を閉じます。

午後３時００分閉会